

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の取扱要綱

1 目的

この要綱は、アラブ首長国連邦（本要綱において「UAE」という。）向け輸出食肉について、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律施行規則（令和 2 年財務省・厚生労働省・農林水産省令第 1 号）第 5 条に基づく衛生証明書の発行、18 条に基づく適合施設の認定及び第 21 条に基づく定期的な確認に関する手続を定めるものである。

2 UAE 向け輸出牛肉を取扱うと畜場等の認定手続等について

- (1) ハラルと畜証明書発行機関により承認され、UAE から牛肉輸出施設として登録されたと畜場及び食肉処理場（本要綱において「と畜場等」という。）の設置者は、都道府県知事又は保健所設置市市長（本要綱において「都道府県知事等」という。）に別紙様式 1-1 及び 1-2 並びに関係書類を添付して申請する。
- (2) 都道府県知事等は、上記（1）の申請を受理したときは、次のア～カの条件に適合することを審査し、支障がないと認めたときは、その旨を当該申請者に通知するとともに、別紙様式 2 に証明書発行機関の公印を押印した別紙登録書等を添付して厚生労働省宛て報告する。
 - ア UAE 向けに牛肉輸出を行える施設として、UAE 政府に登録されていること。
 - イ と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）第 4 条に基づく設置の許可又は食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 55 条に基づく営業許可を有し、これらの関係法規を遵守していること。
 - ウ HACCP に基づく衛生管理を実施していること。
 - エ 食肉処理場は、と畜場に併設され、とさつ・解体から分割まで一貫して行われていること。
 - オ 本要綱に基づいた輸出基準の遵守体制が備わっていること。
 - カ その他と畜場法及び食品衛生法等の関係法規を遵守していること。
- (3) 厚生労働省が上記（2）の報告を受けた場合、証明書発行機関の公印を UAE 政府に通知する。
- (4) なお、UAE 政府に通知後、認定されたと畜場等（本要綱において「認定と畜場等」という。）においてとさつ、解体及び分割され、かつ、食肉衛生証明書を添付された牛肉は、UAE 政府により輸入が認められる。
- (5) 都道府県知事等は、と畜検査員又は食品衛生監視員による認定と畜場等における認定要件の定期的な確認を実施すること。この場合、と畜検査員又は食品衛生監視員は、認定と畜場等において、2（2）のアからカまでが適正に実施されて

いることの確認を行うこと

3 U A E向け輸出が可能な牛肉

U A E向け輸出牛肉は、とさつ、解体の過程で、せき髄、頭蓋、脳、目、三叉神経節、背根神経節、扁桃、腸及びせき柱が除去されていること。

4 U A E向け輸出牛肉の食肉衛生証明書について

- (1) U A Eに牛肉を輸出しようとする者は、当該牛肉処理を行った認定と畜場等を管轄する食肉衛生検査所（食肉衛生検査所を設置していない場合は、と畜検査を実施している保健所。本要綱において「証明書発行食肉検査所」という。）に別紙様式3-1による食肉衛生証明書発行申請書を提出し、食肉衛生証明書の発行を申請する。なお、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に規定する一元的な輸出証明書発給システム（本要綱において「輸出証明書発給システム」という。）、電子メール又は輸出入・港湾関連情報処理システム（本要綱において「N A C C S」という。）により申請を行う場合にあっては、別添1によることとする。
- (2) 証明書発行食肉検査所は、証明しようとする牛肉が前記2（2）の要件を満たす認定と畜場等で適切にとさつ、解体及び分割され、U A E向け輸出が可能なものであること並びにハラールと畜証明書発行機関による証明がなされたものであることが確認できたものについて、別紙様式3-2により、食肉衛生証明書を別添2「食肉衛生証明書発行に係る留意事項について」に従って作成し、発行する。
- (3) 食肉衛生証明書の「Identification number of cattle」の記載事項が複数あり、当該記載欄に収まらない場合には、「Identification number of cattle」に「See Annex」と記載し、別紙様式3-3に当該記載事項を記載して食肉衛生証明書に添付し、発行して差し支えないこと。
- (4) 検査に合格した牛肉を認定と畜場等の外部の施設に搬出し保管を行う場合であって、食肉衛生証明書の発行時点で荷送人、荷受人又は仕向地が未定である場合には、食肉衛生証明書は該当欄に「×××」と記載の上、証明書の仮発行であることを明記して仮発行し、申請者からこれら記載事項の報告と併せて当該証明書の提出を受けた後に、当該証明書と同日付けで食肉衛生証明書を改めて発行すること。
- (5) 食肉衛生証明書は、原本及び副本を申請者に発行するとともに、原本の写しを食肉衛生検査所に保管すること。
- (6) 申請者は、交付された食肉衛生証明書に対応する牛肉について、ロットの再構成や封印シールの開封等を行った場合には、速やかに当該証明書を返納するものとする。
- (7) 発行した証明書及び関連書類は、証明書の発行の日から1年間保管すること。

5 認定と畜場等の除外等

- (1) 都道府県知事等は、認定と畜場等について、前記2（2）の条件への不適合が

認められた場合は、当該施設を認定と畜場等から除外し、又は改善がなされるまで当該施設からのUAE向け輸出牛肉に対する衛生証明書の発給を停止する措置を採るものとする。

(2) 都道府県知事等は、上記(1)の措置を採った場合には、当該施設の設置者に対しその旨を通知するとともに、厚生労働省へ報告を行うこととする。

(別添 1)

輸出証明書発給システム、電子メール又はNACCSによる
食肉衛生証明書の発行申請手続

1 食肉衛生証明書の発行申請前の手続

(1) 輸出証明書発給システムにより発行申請を行う場合

申請者は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づき、システム利用申請の手続を行うこと。

(2) NACCSにより発行申請を行う場合

申請者は、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社のウェブサイトに掲載されているNACCS掲示板にアクセスし、同社に対して、輸出証明書等発給申請業務の利用申込みの手続を行うこと。

なお、NACCSを使用して輸出証明書発給システムに申請を行う場合は、別紙 ZZ-01「一元的な輸出証明書発給システムについて」に基づくシステム利用申請の手続を行うこと。

2 食肉衛生証明書の発行申請手続

申請者は、牛肉を輸出しようとする都度、輸出証明書発給システム、電子メール又はNACCSを利用して、食肉衛生証明書の発行申請に必要な書類を管轄の食肉衛生検査所又は保健所宛てに提出すること。なお、輸出証明書発給システム又はNACCSを使用して輸出証明書発給システムにより申請を行う場合は、別紙様式3-1による衛生証明書発行申請書は不要とすること。

また、発行申請に当たっては、以下の事項に留意すること。

(1) 申請に利用する情報システムについて、セキュリティ対策に努めること。

(2) 食肉衛生証明書は、従来どおり書面による交付となることから、受取方法について証明書発行機関とあらかじめ調整すること。

(別添 2)

食肉衛生証明書発行に係る留意事項について

食肉衛生検査所等は、下記の事項に留意し食肉衛生証明書を作成すること。
また、輸出証明書発給システムによる申請の場合には、当該システムにより下記 2、3 の事項は自動的に処理され証明書が作成される。

- 1 食肉衛生証明書には検査員の署名と重ならないように公印を押印すること。
また、当該証明書が複数枚にわたる場合には、当該証明書の全てのページに公印を押印し、署名を付すこと。
- 2 食肉衛生証明書の全てのページ下部中央にページ番号を、右上部に様式内の証明書番号記載欄とは別に証明書番号を付し、当該証明書が複数枚にわたっても一連の証明書であることが明確となるようにすること。なお、ページ番号の記載方法は、例えば当該証明書が 3 枚組で当該ページが 1 ページ目の時は 1 / 3 と記載すること。
- 3 すでに発行した食肉衛生証明書であって、記載事項の誤り等により当該証明書を訂正し、新たに発行を行う場合、新しく発行される当該証明書の左上部に「Issued in lieu of certificate No. (訂正前の証明書の発行番号) dated (訂正前の証明書の発行日)」と記載すること。(例 Issued in lieu of certificate No.2200001 dated 31/1/2022)

(別紙様式 1 - 1 と畜場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあってはその所在地、名称、及び
代表者氏名)
電話番号

アラブ首長国連邦向け輸出と畜場認定申請書

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉を取扱うと畜場として、アラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、下記により関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 と畜場の所在地及び名称 (法人にあっては法人番号)
- 2 と畜場設置者名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 と畜場の現状が確認できる書類（施設の名称及び住所、設置者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、と畜場の組織及び責任体制等）
- 3 と畜場の平面図
- 4 HACCPに基づく衛生管理に関する資料
- 5 今後の輸出計画
- 6 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 7 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式 1 - 2 食肉処理場設置者申請様式)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿

申請者 住所
氏名
(法人にあつてはその名称、所在地、及び
代表者氏名)
電話番号

アラブ首長国連邦向け輸出食肉処理場認定申請書

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉を取り扱う食肉処理場としてアラブ首長国連邦政府の登録を受けたので、関係書類を添えて申請いたします。

記

- 1 食肉処理場の所在地及び名称 (法人にあつては法人番号)
- 2 営業者氏名
- 3 添付書類
(別紙のとおり)

(別紙)

- 1 牛肉輸出施設として、アラブ首長国連邦政府から登録されたことを証する書類
- 2 食肉処理場の現状が確認できる書類（食肉処理場の名称及び住所、営業者の氏名及び住所、設立年月日、従業員数、食肉処理場の組織及び責任体制、生産能力等）
- 3 HACCPに基づく衛生管理に関する資料
- 4 食肉処理場の平面図
- 5 輸出基準に適合した牛肉を輸出するための区分管理等の手順書
- 6 冷凍冷蔵施設の面積及び保管能力

(別紙様式2 都道府県等報告様式)

年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事等名

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉を取扱うと畜場等の認定について

下記施設をアラブ首長国連邦向け輸出牛肉を取り扱う施設として認定しましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

- 1 と畜場及び食肉処理場の名称及び所在地（法人にあっては法人番号）
- 2 設置者及び営業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称及び所在地）
- 3 添付書類（別紙登録書、別紙様式1に掲げる添付書類及び別紙様式3の見本（公印押印済み））

(別紙登録書)

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉を取扱うと畜場及び食肉処理場

都道府県、政令市または特別区 Prefecture, City or the District	公 印 Official Stamp
(和)	S A M P L E
(英)	
証 明 書 発 行 機 関 Issuing Authority	
(和)	
(英)	

(認定と畜場) Slaughterhouse

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)

(認定食肉処理場) Cutting plant

名 称 Name
(和)
(英)
所在地 Address
(和)
(英)

年 月 日

都道府県知事
保健所設置市長 殿
特別区長

住所
氏名

(法人にあつてはその名称、所在地、
代表者の氏名及び法人番号)

担当者の氏名：
所属部署：
担当者電話番号：
E-mail：

アラブ首長国連邦向け輸出牛肉の食肉衛生証明書の発行申請書

下記施設で取り扱うアラブ首長国連邦向け輸出牛肉に添付する食肉衛生証明書の発行を申請します。

記

1 基本情報 (英語記載)

荷送人 (輸出業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
荷受人 (輸入業者情報)	氏名 (名称)	
	住所 (所在地)	
と畜場	認定番号	
	名称	
	住所 (所在地)	
	と畜年月日	
合計梱包の数 (数量・単位)		
合計正味重量 (Net weight)		Kg
欄外追記		
個体識別番号		

2 証明書の交付 (受領場所)

- 郵送等による受領を希望
- 手交による受領を希望

Official Inspection Certificate For Export of Beef Products From
JAPAN To United Arab Emirates

Date : , , (day, month, year)

No.:

I. Identification of the products

(Number of packages)	(Net weight of consignment)	(Identification number of cattle)
(Consignor)	(Consignor Address)	
(Consignee)	(Destination)	

Date of slaughter:
(とさつ年月日)

Slaughtering Establishment (Name & Address) :
(と畜場の名称及び住所)

I hereby certify that

1 Cattle mentioned above passed ante-mortem and post-mortem veterinary inspection at the time of slaughter in the slaughtering establishment mentioned above which was licensed under Japanese Abattoir Law and that the products derived from the cattle mentioned above are fit for human consumption.

2 The product mentioned above have been handled in a sanitary manner and are in compliance with the notice of Ministry of Health Labour and Welfare, Japan.

Signature:
(Printing Name:)
(食肉衛生検査官名 (英語表記))

Official Authority:
(食肉衛生検査所名 (英語表記))

欄外追記

--

Annex

Certificate No. _____

Date of signature (発行日) : _____

Identification number of cattle (個体識別番号)

(Signature of official : 署名) : _____

(Name of official : 氏名) : _____

(Official title : 役職名) : _____